

横浜市記者発表資料

令和7年11月14日
 教育委員会事務局
 教職員企画部教職員人事課
 南部学校教育事務所教育総務課
 北部学校教育事務所教育総務課

教職員の懲戒処分について

1 概要及び処分内容

1	所 属	特別支援学校
	被 処 分 者	教諭（男性・40代）
	処 分 日	令和7年11月14日（金）
	処 分 内 容	懲戒免職（退職手当等全額不支給）
	監 督 者 責 任	校長・厳重注意
	概 要	当該教諭は、令和7年1月28日（火）18時30分頃、横浜市内のスーパーマーケットにおいて3人の女性客の腰付近を手の甲で触れる痴漢行為を行った。 令和7年6月4日（水）、横浜地方検察庁により不起訴処分が決定した。

2	所 属	小学校
	被 処 分 者	教諭（男性・30代）
	処 分 日	令和7年11月14日（金）
	処 分 内 容	懲戒免職（退職手当等全額不支給）
	監 督 者 責 任	校長・厳重注意
	概 要	当該教諭は、令和7年3月21日（金）18時50分頃、JR横浜線の列車内において、女性の臀部に自身の股間を複数回押し付ける痴漢行為を行った。 令和7年8月26日（火）、東京地方検察庁により不起訴処分が決定した。

3	所 属	小学校
	被 処 分 者	教諭（臨時の任用職員・男性・20代）
	処 分 日	令和7年11月14日（金）
	処 分 内 容	懲戒免職（退職手当等全額不支給）
	監 督 者 責 任	校長・厳重注意
	概 要	当該教諭は、令和7年7月23日（水）17時20分頃、小田急バス車内において、自身のスマートフォンを使用して、隣の座席にいた女性に対して盗撮行為を行った。その後、性的姿態等撮影未遂の被疑者として事情聴取を受け、事実を認めた。 令和7年9月19日（金）に横浜地方検察庁に書類送検された。

4	所 属	小学校
	被 处 分 者	教諭（臨時の任用職員・男性・20代）
	处 分 日	令和7年11月14日（金）
	处 分 内 容	停職6月
	監 督 者 責 任	校長・厳重注意
	概 要	当該教諭は、令和7年8月12日（火）厚木市内で、交友関係のトラブルから、男性に右頬を複数回殴る等の暴行をし、翌日午前0時6分に逮捕された。被害男性は、鼻及び頸の骨の骨折など、全治2か月の怪我を負った。 令和7年8月29日（金）に横浜地方検察庁により不起訴処分が決定した。

5	所 属	中学校
	被 处 分 者	教諭（男性・20代）
	处 分 日	令和7年11月14日（金）
	处 分 内 容	停職5月
	監 督 者 責 任	前校長・厳重注意相当（既退職のため）
	概 要	当該教諭は、令和7年1月30日（木）、職員室内で同僚教諭と口論になり、顔面を左足で1回蹴り、鼻骨骨折により全治2週間の怪我を負わせた。 令和7年7月1日（火）、神奈川簡易裁判所から傷害罪により罰金30万円の略式命令を受けた。

6	所 属	中学校
	被 处 分 者	教諭（男性・40代）
	处 分 日	令和7年11月14日（金）
	处 分 内 容	停職4月
	監 督 者 責 任	校長・厳重注意
	概 要	当該教諭は、5名の生徒と通信アプリのIDを交換し、そのうち1名と令和7年3月12日（水）から28日（金）までの間に、375件のやりとりを行った。教諭が送信したメッセージの中には、数件のセクシャル・ハラスメントに該当する内容が含まれていた。

2 教職員企画部長コメント

教職員による非違行為が相次いで発生していることは、子どもたち、保護者の皆様、そして市民の皆様の教育への信頼を根底から揺るがす重大な事態であり、深くお詫び申し上げます。
教育委員会では、現在、重層的かつ総合的な再発防止策に取り組んでおりますが、対策を進めている最中にも非違行為が発生したという事実は、規範意識や倫理観の浸透が十分でないことを示しており、深刻に受け止めております。
当該教諭らの、あるまじき行為に対しては、教員という職務に鑑み、厳正な処分を行いました。非違行為については今後も毅然として対処していくとともに、これまで進めてきた対策を改めて検証・強化し、信頼回復に向けて、教育委員会一丸となって、決して妥協することなく全力で取り組んでまいります。

お問合せ先			
1について	教 職 員 企 画 部	教職員人事課	Tel 045-671-3244
4について	南部学校教育事務所	教育総務課	Tel 045-843-6406
2、3、5、6について	北部学校教育事務所	教育総務課	Tel 045-944-5970